

監査監第1321号  
令和4年12月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様  
さいたま市議会議長 中 島 隆 一 様

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	江 原 大 輔
同	渋 谷 佳 孝

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

# 工事監査結果報告書

## 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

## 2 監査の対象

### (1) 対象課所

市民局

市民生活部

人権政策・男女共同参画課、市民協働推進課

都市局

都市計画部

自転車まちづくり推進課

みどり公園推進部

見沼田圃政策推進課、北部公園整備課、南部公園整備課

建設局

下水道部

下水道維持管理課

北区役所

区民生活部

日進支所

見沼区役所

区民生活部

総務課、七里支所

南区役所

区民生活部

総務課、谷田支所

### (2) 監査の範囲

令和2年度繰越工事及び令和3年度に契約した工事のうち、最終契約金額が

1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和3年度に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
都市局 都市計画部	自転車まちづくり 推進課	①北与野駅北口地下駐車場平面化改修工事 (第1期)
都市局 みどり公園推進部	見沼田圃政策推進 課	②(仮称)三崎広場園路整備外工事
		③(仮称)三崎広場防火水槽設置外工事
	北部公園整備課	④三橋総合公園外3公園遊具再設置工事
	南部公園整備課	⑤与野中央公園複合遊具再設置工事
建設局 下水道部	下水道維持管理課	⑥東新井ポンプ場汚水ポンプ増設電気設備 工事(下維-R3-P11)

担 当		施 設 修 繕 名
市民局 市民生活部	人権政策・男女共 同参画課	①さいたま市立三つ和会館多目的ホール及 び講習室系統空調設備修繕
	市民協働推進課	②さいたま市コムナーレ空調設備修繕
都市局 都市計画部	自転車まちづくり 推進課	③浦和駅東口駐車場泡消火配管漏水修繕
建設局 下水道部	下水道維持管理課	④上山口新田Aマンホールポンプ水位計緊 急修繕(下維-R3-P203)
北区役所 区民生活部	日進支所	⑤さいたま市北区日進支所トイレ外排水詰 り修繕(緊急修繕)
見沼区役所 区民生活部	総務課	⑥さいたま市見沼区役所雑用水ポンプ更新 修繕
	七里支所	⑦七里支所 引込柱・コンセントボックス劣 化による修繕
南区役所 区民生活部	総務課	⑧南区役所4階鋼製パーテーション撤去修 繕
	谷田支所	⑨さいたま市谷田支所網戸他修繕

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

#### (1) 計画

建築工事の計画通知関係書類など、関係法令に基づく必要な書類が適切に整備されているか。

#### (2) 設計

ア 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。

イ 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

(3) 積算

積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

(4) 契約

ア 随意契約による場合、その理由は適正か。

イ 追加契約あるいは設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時かつ適切に行われているか。

(5) 施工

ア 法令等を遵守して施工されているか。

イ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

ウ 現場の安全管理は適切に行われているか。

(6) 検査

監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和4年8月4日（木）から令和4年12月20日（火）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 工事

ア （仮称）三崎広場園路整備外工事

(ア) 計画

四阿及び浄化槽の建築基準法に基づく手続において、工事に着手する前に建築主事への計画通知がなされていないことから、同法第18条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(イ) 契約

1回目の工期延長の手続において、室長の決裁により、工事記録による工期延長が決定されているが、受注者から工期延長請求書の提出がなされておらず、かつ、部長の決裁を受けていないことから、さいたま市事務専決規程第3条及びさいたま市建設工事請負契約基準約款第22条に基づき、適正な事務処理を

行うべきである。

(ウ) 施工

高さが2 m以上の開口部付近での作業において、墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条に基づき、受注者を指導・監督すべきである。

【都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課】

イ (仮称) 三崎広場防火水槽設置外工事

(ア) 計画

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する前に市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(イ) 施工

高さが2 m以上の開口部付近での作業において、墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条に基づき、受注者を指導・監督すべきである。

【都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課】

ウ 与野中央公園複合遊具再設置工事

(ア) 計画

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する前に市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課】

(2) 施設修繕

ア 七里支所 引込柱・コンセントボックス劣化による修繕

(ア) 契約

契約方法において、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される随意契約のうち、同項第5号に基づく緊急修繕を適用し執行しているが、修繕対象物の状況は、経年劣化が見られるものの、市民生活や周辺の交通などに被害を及ぼす状態には至っておらず、緊急修繕により契約を締結する理由が無いことから、同項第5号の趣旨を踏まえた適正な契約事務を行うべきである。

【見沼区役所 区民生活部 七里支所】

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。